

## 埼玉西部環境保全組合議会定例会に関する規則

埼玉西部環境保全組合議会定例会条例（昭和47年条例第2号）に基づく、埼玉西部環境保全組合議会の定例会は、次の月に招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2月、8月

### 附 則

この規則は、昭和47年2月7日から施行する。